

工場・指定作業場等を設置している事業者の方へ 届け出をお忘れなく

公害を未然に防ぐための規制や基準が設けられています。事業者は法令を遵守し、環境への負荷を低減するよう努めなければなりません。

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(旧公害防止条例)に基づく工場・指定作業場の設置者、「騒音規制法」「振動規制法」に基づく特定施設の設置者は、届け出事項に変更等があった場合は、改めて届け出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

●主な届け出の例

▼氏名等変更届
工場・指定作業場・特定施設設置者の住所・氏名(法人は名称・代表

者氏名・所在地)や事業場の名称に変更があったとき

▼承継届
工場認可を受けた方や指定作業場・特定施設の届け出をした方から、譲り受け・借り受け・相続(法人は合併・分割)により承継したとき

▼廃止届
工場・指定作業場・特定施設を廃止したとき

※有害物質取扱事業者は、廃止の30日前までに「土壌汚染状況調査報告書」の提出が必要です。

【問合せ】生活環境課公害対策係(本庁舎7階) ☎(5273)3764へ。

ご当地B級グルメで まちおこしとブランド戦略

ステップアップ フォーラム

地域資源を活用した「まちおこし」がテーマです。今回は、全国的に有名なご当地B級グルメ「富士宮やきそば」学会会長・渡辺英彦さんが、地域資源を活用したまちおこしについて講演します。

【日時】2月17日(木)午後6時～8時

【対象】区内商店街関係者・区内で商店を

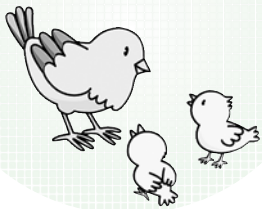
経営している方ほか、90名

【費用】無料

【会場・申込み】当日直接、BIZ新宿(西新宿6-8-2)へ。先着順。

【問合せ】産業振興課産業振興係 ☎(3344)0701へ。

ハトなどの野鳥に えさを与えないで



ハト等の野鳥のふん・羽毛などへの苦情が寄せられています。えさを与えることで異常に数が増え、生態系を乱す原因になるほか、ふんや羽毛にダニが繁殖し、健康被害につながることもあります。

野鳥であるハト等は、人間がえさを与えなくても、雑草や樹木の種子・芽などを食べて生きています。野鳥との適切な関係を保つために、ご協力をお願いします。

【問合せ】生活環境課公害対策係(本庁舎7階) ☎(5273)3764へ。

今年の7月24日までに
地上アナログ放送は停止します

地デジへの移行を支援します

無料で地デジの相談を お受けしています

★区役所の相談窓口

総務省東京都中央テレビ受信者支援センター(愛称:デジサポ東京中央)と連携し、区役所に相談窓口を設置しています。実際に機器に触れて体験できるほか、ご自宅や地上デジタル放送を受信する方法等の疑問にもお答えします。

【日時】毎月第1・第3木曜日午後1時30分～3時30分(2月は17日、3月は3日・17日)

【会場・申込み】当日直接、区役所本庁舎1階ロビーへ。

※総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)4323へ。

★デジサポの個別訪問

デジサポ東京中央では、地上デジタル放送への移行で困りの高齢者等の方のご自宅を訪問して、無料で説明やご相談に応じています。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ】総務省東京都中央テレビ受信者支援センター(デジサポ東京中央) ☎(3407)4340(平日午前9時30分～午後5時30分)へ。

移行への支援制度・ 移行に掛かった経費の助成があります

◆国の支援

新たに住民税非課税世帯も対象になりました

●住民税非課税世帯への支援

【対象】まだ地上デジタル放送に対応しておらず、世帯全員が住民税非課税の世帯

【支援の内容】地上デジタル放送対応の簡易チューナー(1台)を無償で給付し、チューナーの設置方法や操作方法を電話でサポート(チューナーの訪問設置、アンテナ改修等への支援はありません)

【申請期限】7月24日(日)(消印有効)まで

【問合せ】総務省地デジチューナー支援実施センター ☎(0570)023724(午前9時～午後9時。土・日曜日、祝日は午後6時まで)へ。IP電話等からは ☎043(332)2525へ。

●NHKの受信料が全額免除の世帯への支援

【対象】まだ地上デジタル放送に対応しておらず、次のいずれかに該当し、NHKの受信料が全額免除の世帯

▼生活保護などの公的扶助を受けている世帯

▼障害者がいる世帯で世帯全員が住民税非課税の世帯

◆区の助成

23年3月31日までに地上アナログ放送から地上デジタル放送へ移行した経費の一部を助成しています。助成は1世帯1回限り、2万円が限度です。

助成の対象世帯には、区内在住で「住民税が非課税の高齢者世帯」等の要件があります(NHKの受信料が全額免除の世帯は国の支援の対象となるため対象外)。

【申込み】必要書類(申請書・領収書等)を地域福祉課福祉計画係(〒160・8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎(5273)3517へ郵送またはお持ちください。書類は特別出張所でもお預かりします。申請書は同課・特別出張所で配布しています。

アナログテレビ 受信障害対策共聴施設を ご利用の方へ

現在、ビル等の影響で受信障害があり、「アナログテレビ受信障害対策共聴施設」をご利用の世帯でも、地上デジタル放送に移行すると、ほぼ全域で受信障害は生じなくなります。

これに伴い、現在ご利用の共聴施設は、今年7月には運用を終了・廃止し、撤去される見込みです。

共聴施設をご利用の世帯は、移行までに個別にアンテナを設置していただくか、ケーブルテレビなどに加入していただく必要があります。早めのご準備をお願いします。

【問合せ】総務省東京都中央テレビ受信者支援センター(デジサポ東京中央) ☎(6743)0500(午前9時～午後9時。土・日曜日、祝日は午後6時まで)・区総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)4323へ。

地デジを口実にした 悪質商法にご注意を



テレビの調査や工事を口実に料金を不正に請求したり、総務省やテレビ局など関係機関の職員をかたり、切り替え手数料などを架空請求する悪質な事例が発生しています。

地上デジタル放送への対応で、総務省・テレビ局や関係機関がお金を請求することは一切ありません。

このような請求を受けたときは、すぐには支払わず、総務省関東総合通信局放送部放送課 ☎(6238)1944・お近くの警察署・新宿消費生活センター相談室 ☎(5273)3830へご相談ください。